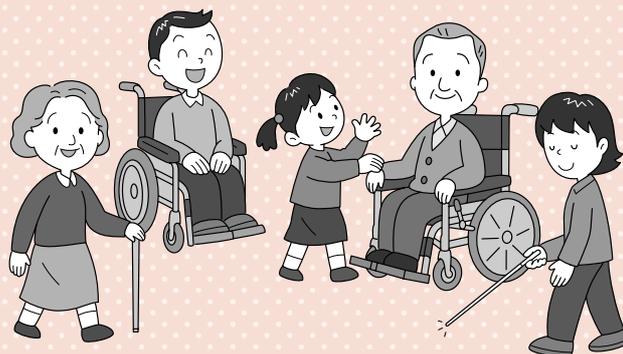


ご存知
ですか？

障がい者(児)のための手当て

障がい者(児)のための手当てや障がい者(児)を介護している方への福祉手当があります。

条件等がありますので、詳しくは各窓口へお問い合わせください。



1 特別障害者手当を受けるには…

身体または精神に重複して重度の障がいがあるため、常時特別な介護が必要な在宅の重度障がい者に対して、支給されます。

手当額 月額 26,440円

施設に入所している方、医療機関に3か月以上入院されている方などは対象となりません。

2 障害児福祉手当を受けるには…

身体または精神に障がいがある20歳未満の子ども(本人)に支給されます。

手当額 月額 14,380円

障がいのある児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、施設に入所していないことなどが条件です。

3 特別児童扶養手当を受けるには…

身体または精神に障がいがある20歳未満の子どもを養育している父母または親がわりの養育者に支給されます。

手当額 1級 50,750円 2級 33,800円

障がいのある児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、児童福祉施設などに入所していないことが条件となります。

問 大安庁舎 社会福祉課 T 78-3511 F 78-1114

4 障害基礎年金を受けるには…

病気やけがで障がい者になった方で、下記の①②③の要件を満たしていれば年金が受給できます。

20歳に達する前に障がい者(児)になった方は、20歳に達した時から年金が受給できます。

- ① 障害認定日に国民年金法が定める1・2級の障がいの状態であること。
- ② 病気やけがなどの初診日に国民年金に加入していること。または、60歳以上65歳未満で国内在住中に初診日があること。
- ③ 一定の保険料納付要件を満たしていること。

20歳前の傷病によって年金を受ける場合は、本人の所得制限があります。

老齢基礎年金を受給中の方は、障害基礎年金は受給できません。

問 北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334

障害厚生年金については…

問 四日市社会保険事務所 T 059-353-5513